

休講となる条件 ① ② ③のひとつでも条件を満たす場合	【気象に関する警報が発表された場合】	
	①「暴風・大雪・暴風雪警報のいずれか」が、「東京23区全域に発表された」場合 (東京23区のいずれか、あるいは多摩西部・多摩南部・多摩北部に警報が発表されても休講措置は講じない) ※警報については気象庁ホームページ等で確認のこと	
	【自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合】	
③の対象となる交通機関	JR線	埼京・川越線 (大崎～川越) 中央線 (東京～高尾) 総武 (快速) 線 (お茶の水・東京～千葉) 常磐 (快速) 線 (上野～土浦) 京葉線 (東京～蘇我)
	大手私鉄線等	東武東上線 (池袋～森林公園) 東武伊勢崎線 (浅草～東武動物公園) 西武池袋線 (池袋～飯能) 西武新宿線 (西武新宿～本川越) 小田急小田原線 (新宿～本厚木) 京王 (新) 線 (新宿～京王八王子) 京王井の頭線 (渋谷～吉祥寺) 東京メトロ線 (全線不通で1路線分とみなす) 都営地下鉄 (全線不通で1路線分とみなす) 東急東横線 (渋谷～横浜)
		京浜東北・根岸線 (大船～大宮) 東北 (宇都宮) 線 (上野～小山) 高崎線 (上野～熊谷) 東海道線 (東京～小田原) 横須賀線 (東京～逗子)
授業開始の条件	6:00までに ①②③の条件が全て解消された場合	平常どおり授業を行う
	6:00～10:00に ①②③の条件が全て解消された場合	第3時限より授業を行う
	10:00～12:00に ①②③の条件が全て解消された場合	第4時限より授業を行う
	12:00～14:00に ①②③の条件が全て解消された場合	第5時限より授業を行う
	14:00を過ぎても ①②③いずれかの条件が解消されない場合	当日の授業を全て休講とする

3. 前項による措置の他、学長の判断により授業を休講とすることがある。この場合は、掲示を行うとともに、できる限り速やかに大学ポータルサイト (G-Port) に掲載するものとする。

6. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業について

大規模地震対策特別措置法 (大震法) に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とする。

警戒宣言が解除されたときは次のとおりとする。

- (1) 6:00 までに解除された場合には、平常通り授業を行う。
- (2) 10:00 までに解除された場合には、第3時限より授業を行う。
- (3) 12:00 を過ぎて解除された場合には、その翌日から授業を行う。

7. 掲示について

学生に対する伝達事項は、掲示及び大学ポータルサイト (G-Port) によって行う。学生は毎日機会あるごとに掲示及び大学ポータルサイト (G-Port) を確認する習慣をつけることが肝要であり、掲示及び大学ポータルサイト (G-Port) を確認しなかったことを理由に伝達された事柄に対する責任を免れることはできない。伝達事項についての電話による問合せは禁止している。